

## 令和6年度潟上市利用者負担額基準額表(予定)

○3～5歳児クラス[1号・2号認定]・・・ 無料

※令和元年10月1日からの幼保無償化に伴い、3歳から5歳までの利用者負担額は無料となっています。  
 ※無償化の期間は、原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
 ※保育料の変更について  
 修正申告等により税額に変更があった場合や結婚、離婚により世帯の状況が変わった場合には、保育料が変更になる場合があります。すみやかに子育て応援課まで報告してください。  
 なお、保育料の変更は、変更の報告があった日(または変更を確認した日)の翌月分からとなります。

○保育認定を受けた0～2歳児クラス

【母子世帯等】

国階層	市階層	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 (課税の状況)		保育料(月額)	
				標準時間	短時間
1	A	1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
2	B	1a	市民税非課税世帯	0円	0円
3	C	1a	市民税均等割のみ課税世帯(母子世帯等)	6,000円	6,000円
		2a	48,600円未満		
4	D	1a	市民税所得割課税世帯(母子世帯等)	9,000円	9,000円
		2a		72,800円未満 77,101円未満	

【一般世帯】

国階層	市階層	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 (課税の状況)		保育料(月額)	
				標準時間	短時間
1	A	1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
2	B	1b	市民税非課税世帯	0円	0円
3	C	1b	市民税均等割のみ課税世帯	14,500円	14,200円
		2b	48,600円未満	19,500円	19,300円
4	D	1b	市民税所得割課税世帯	72,800円未満	25,000円
		2b		97,000円未満	30,000円
5	3	169,000円未満		35,000円	
6	4	301,000円未満		40,000円	
7	5	301,000円以上		45,000円	

- 1 母子世帯等とは、母子(父子)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給者等)、特に困窮していると市長が認める世帯をいいます。  
 ※所得割額が77,101円以上の母子世帯等は、一般世帯と同様の基準となります。
  - 2 同一世帯において小学校就学前までの範囲内にある子どもが複数人いる場合、最年長の子どもから順に2人目はこの表の半額、3人目以降については0円となります。
  - 3 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子世帯等において、2人目以降については0円となります。
  - 4 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合、特定被監護者等の最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円となります。
- 注) 税額控除のうち、「寄付金税額控除(ふるさと納税)」「外国税額控除」「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」「配当控除」「住宅借入金等特別税額控除額(住宅ローン控除)」等を受けている方は、控除した金額を加算して算出されます。(保育料算定においては、これらの控除額が反映されません)